

官報

平成二十三年十一月十五日

○第百七十九回国衆議院會議録 第八号

平成二十三年十一月十五日(火曜日)

議事日程 第五号

平成二十三年十一月十五日

午後零時三十分開議

第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
構法案(第百七十七回国会、参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会、参議院提出)

午後零時三十二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

日程第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会、参議院提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長古賀一成君。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(古賀一成君登壇)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を

図り、もつて被災地域の復興に資するようにするため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立し、被災事業者に対して、金融機関等が有する債権の買い取り等の業務を通じて被災事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援しようとするものであります。

本案は、第百七十七回国会の参議院提出に係るもので、去る七月二十九日、参議院において修正議決の上、本院に送付され、八月十一日本委員会に付託されました。

本委員会においては、八月二十五日、発議者を代表し参議院議員片山さつき君から提案理由の説明を、また、参議院議員桜内文城君から参議院における修正部分の趣旨説明を、それぞれ聴取した後、継続審査となつていたものであります。

今国会では、昨十四日の委員会で、提案理由の説明を省略した後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の六派共同提案により、債権の買い取り価格について、適正な時価を上回ってはならないこと、政府及び機構は、買い取り価格の算定方法に関する指針の作成等の措置を講ずるよう努めなければならないこと、機構は、買い取り債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予ができることなどを内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案に対して質疑を行い、質疑終了後、討論の後、採決の結果、修正案は賛成多数をもつて、修正部分を除く原案は全会一致をもつて、それぞれ可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

出席国務大臣

国務大臣 平野 達男君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、野田内閣総理大臣から横路議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第八六〇号

平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

私は、平成二十三年十一月十二日(土)午前七時三十分羽田空港発、十一月十四日(月)午後十一時五十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、昨十四日、平田参議院議長から横路議長あて、参議院は議長に平田健二君を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

今井 雅人君	長尾 敬君
岸本 周平君	後藤 祐一君
橋本 博明君	菅川 洋君
馬淵 澄夫君	吉川 政重君
横山 北斗君	中野渡詔子君
小里 泰弘君	高市 早苗君
馳 浩君	伊吹 文明君
笠井 亮君	赤嶺 政賢君
山内 康一君	浅尾慶一郎君
吉川 政重君	森山 浩行君
菅川 洋君	橋本 博明君
長尾 敬君	今井 雅人君
伊吹 文明君	馳 浩君
高市 早苗君	小里 泰弘君
赤嶺 政賢君	笠井 亮君
後藤 祐一君	岸本 周平君
中野渡詔子君	横山 北斗君
森山 浩行君	馬淵 澄夫君
浅尾慶一郎君	山内 康一君

議院運営委員

辞任

補欠

相原 史乃君	小室 寿明君
太田 和美君	本村賢太郎君
小泉進次郎君	丹羽 秀樹君
小室 寿明君	相原 史乃君

本村賢太郎君 太田 和美君
丹羽 秀樹君 小泉進次郎君

二、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

逢坂 誠二君	森山 浩行君
岸本 周平君	渡辺 義彦君
佐々木隆博君	菊池長右門君
馬淵 澄夫君	田名部匡代君
小里 泰弘君	徳田 毅君
金子 一義君	あべ 俊子君
東 順治君	西 博義君
笠井 亮君	高橋千鶴子君
山内 康一君	柿澤 未途君
下地 幹郎君	田中 康夫君
森山 浩行君	玉置 公良君
玉置 公良君	藤田 憲彦君
菊池長右門君	佐々木隆博君
田名部匡代君	馬淵 澄夫君
藤田 憲彦君	逢坂 誠二君
渡辺 義彦君	岸本 周平君
あべ 俊子君	金子 一義君
徳田 毅君	小里 泰弘君
西 博義君	東 順治君
高橋千鶴子君	笠井 亮君
柿澤 未途君	山内 康一君
田中 康夫君	下地 幹郎君

二、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

佐々木憲昭君	穀田 恵二君
穀田 恵二君	佐々木憲昭君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

石津 政雄君	藤田 憲彦君
石原洋三郎君	中屋 大介君
齋藤やすのり君	金森 正君
階 猛君	中後 淳君
山口 和之君	磯谷香代子君
若泉 征三君	平山 泰朗君
長島 忠美君	伊東 良孝君
高木美智代君	大口 善徳君
高橋千鶴子君	佐々木憲昭君
中後 淳君	湯原 俊二君
中屋 大介君	金子 健一君
藤田 憲彦君	高野 守君
湯原 俊二君	勝又恒一郎君
金森 正君	齋藤やすのり君
磯谷香代子君	山口 和之君
勝又恒一郎君	階 猛君
金子 健一君	石原洋三郎君
高野 守君	石津 政雄君
勝又恒一郎君	若泉 征三君
齋藤やすのり君	長島 忠美君
山口 和之君	高木美智代君
階 猛君	高橋千鶴子君

一、昨十四日、議長において、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程第四条により両院合同協議会に出席する議員中島正純君の辞任を許可した。

(両院合同協議会委員外議員辞任)

一、昨十四日、議長において、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程第四条により両院合同協議会に出席する議員中島正純君の辞任を許可した。

(両院合同協議会委員外議員選任)

一、昨十四日、両院合同協議会会長において、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程第四条により両院合同協議会に出席する議員田中康夫君を指名した。

(両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領)

書受領

一、昨十四日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十三年一般会計補正予算(第3号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十一月十日

予算委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

GPS波浪計の設置に関する質問主意書(大口善徳君提出)

冤罪の定義に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

新規就農者への支援制度に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「社会保障・税一体改革」及び今般の人事院勧告の取り扱いに関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

いわゆる「明細付き領収書」の手数料に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

政府におけるエネルギー基本計画の取扱いに関する質問主意書(近藤三津枝君提出)

日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

本年十一月十二日から始まるAPEC首脳会議における日口首脳会談に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

都教組が竹島について日本政府の見解を否定していることに関する質問主意書(木村太郎君提出)

第四十五回衆議院議員総選挙並びに第二十二回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉への参加と事前協議の開始に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

実用準天頂衛星システムに関する質問主意書(吉井英勝君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の二国間による経済連携協定(EPA)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(TPP)との関連性等に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

衆議院議員木村太郎君提出勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤三津枝君提出緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員坂本哲志君提出全国健康福祉祭に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出第四十五回衆議院議員総選挙並びに第二十二回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書

平成二十三年十一月一日提出

質問 第二十一号

我が国の二国間による経済連携協定(EPA)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(TPP)との関連性等に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

我が国の二国間による経済連携協定(EPA)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(TPP)との関連性等に関する再質問主意書

現在政府として、環太平洋経済連携協定(TPP)に関する交渉、そしてその枠組みへの参加を目指していると承知する。右と「前回答弁書(内閣衆質一七九第四号)を踏まえ、再質問する。

一 我が国は二〇〇二年十一月、シンガポールと経済連携協定(EPA)を締結したのを皮切りに、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インドとEPAを結んできていると承知する。また、未だ発効には

至っていないが、本年五月、ペルーとの間でもEPAの署名がなされている。現在、TPPの枠組みのあり方を決める交渉に参加している九か国のうち、我が国が既にEPAを締結または署名をしている国にシンガポール、マレーシア、チリ、ブルネイ、ベトナム、ペルーの六か国がある。前回質問主意書で、これらの国々と締結したEPAの中で、関税の撤廃等の完全自由化の対象となっていない品目は何かあるのか、またどのような理由から、我が国としてこれらの品目の開放に踏み切らなかったのか、それぞれ説明を求めたところ、「前回答弁書」では「御指摘の我が国が締結したEPAにおいて、関税撤廃の対象となっていない品目としては、一部の農林水産品等がある。お尋ねの理由については、我が国の国内産業に与える影響や交渉の経緯などの要素を考慮したことによるものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「我が国の国内産業に与える影響」とは具体的にどのようなものを政府として想定しているのか、詳細に説明されたい。

二 一の答弁の中に「交渉の経緯などの要素」とあるが、右は具体的にどのようなものか、説明されたい。

三 前回質問主意書で、我が国が今後TPP交渉に参加し、そしてその枠組みに入った場合、これまで政府が積み上げてきた、一の六か国とのEPAの内容等はどのように変わるのか問うたところ、「前回答弁書」では「環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という)協定は現在交渉中であつて、また、現段階では、我が国はTPP協定交渉に参加していないことから、お尋ねの点について、政府としてお答えすること

は困難である。」との答弁がなされている。では政府として、いつになれば右の問いに明確な答弁ができるようになるのか。T P P交渉に参加し、現実の交渉の内容が明らかにれば、右の問いに対して答えられるのか。

四 一の答弁にあるように、政府はこれまで一の六か国と、「我が国の国内産業に与える影響や交渉の経緯などの要素を考慮」してそれぞれ関税撤廃品目を設け、我が国の国益を考え、個別にE P Aを締結してきている。それにもかかわらず、これらE P Aの内容にどのような影響が生じるかわからず、国民に対し明確な説明が出来ない中で、T P Pへの参加を目指すことは、そもそも政府として説明責任を放棄することであり、何よりこれまでの取り組みを否定し、国益を損ねることになるのではないのか。

五 そもそもT P P交渉に参加している九か国のうち、三分の二となる六か国と、我が国は既にE P Aを締結または署名している。前回質問主意書で、我が国として、アジア太平洋地域において更なる自由貿易体制を構築することを目指すのならば、開放できない部分は保護するという、我が国の実情に即した現実的な方法がとれる、二国間のE P Aを積み重ねていくべきであり、T P Pという枠組みに参加するのではなく、既に交渉が始まっているオーストラリアをはじめ、米国、ニュージーランドの残り三か国と、それぞれ個別にE P A締結を目指すべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書では、「政府としては、二国間のE P Aは、相手国との経済関係を基礎として、両国の経済連携を強化する取組である一方、T P P協定は、こ

うした二国間の要素を含みつつ、アジア太平洋地域における二十一世紀型の貿易・投資ルールの形成を目指す取組であり、我が国として重視しているアジア太平洋自由貿易圏を包括的な自由貿易協定として追求していく上で一つの基礎となるものであると考えている。」との答弁がなされている。それでは、右答弁にある「アジア太平洋地域における二十一世紀型の貿易・投資ルール」とは何か。それはT P Pで議論されているように、全ての品目の関税を即時又は段階的に撤廃し、あらゆる貿易、投資のルールを加盟国間で均一化することを目指すものなのか。詳細に説明されたい。

六 五のルールに基づく貿易体制に我が国が参加する際、一の答弁にあるように、我が国が既に十三か国の国・地域と個別にE P Aを締結した際と同様に、我が国の国内産業に与える影響等は考慮され得るのか。

七 政府として、将来的にF T A A P体制の構築、加盟を目指すし、その前段階としてT P Pというものをとらえているものと思料するが、一の答弁にあるように、「我が国の国内産業に与える影響や交渉の経緯などの要素を考慮」しつつ、二国間E P Aを基礎として自由貿易体制の構築を進めていくべきではないのか。仮に六で、F T A A Pの具体的な構想がまだ固まっておらず、我が国の国内産業がどのような影響を受けるかが不明というのなら尚更、二国間E P Aを基軸とすべきであると考え、政府の見解を如何。

右質問する。

内閣衆質一七九第二二号

平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の二国間による経済連携協定(E P A)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(T P P)との関連性等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の二国間による経済連携協定(E P A)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(T P P)との関連性等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの点について、具体的な内容を明らかにすることは、これまでに経済連携協定(以下「E P A」という。)を締結した国及び地域との信頼関係を損ない、また、今後の他の国又は地域との交渉上不利をきたすおそれがあることから、困難である。

三及び四について

先の答弁書(平成二十三年十一月一日内閣衆質一七九第四号)三についてでお答えしたとおり、環太平洋パートナーシップ(以下「T P P」という。)協定は現在交渉中であって、また、現段階では、我が国はT P P協定交渉に参加していないことから、仮に我が国がT P P協定に参加した場合に、我が国がT P P協定参加国との間で既に個別に締結したE P AとT P P協定との関係がどのように整理されるのかについて、お答えすることは困難であり、お尋ねの時期についても、現時点において確たる見通しを述べ

ることは困難である。

政府としては、T P P協定について国民の理解を深めるため、必要な情報の提供及び説明に努めてきているところであり、「説明責任を放棄」しているとの御指摘は当たらない。いずれにせよ、仮に我が国がT P P協定交渉に参加した場合には、政府として、T P P協定が我が国の国益に沿うものとなるよう全力を尽くして当該交渉に臨むべきであると考えている。

五から七までについて

お尋ねの「アジア太平洋地域における二十一世紀型の貿易・投資ルール」とは、正に今後、アジア太平洋地域において形成されるべきものであり、現時点においては確たる内容をお示しすることは困難であるが、政府としては、例えば、知的財産分野における模倣品・海賊版対策の強化・改善のためのルールや、投資分野における規制の緩和・撤廃のためのルール等を含むものと考えている。

政府としては、「包括的経済連携に関する基本方針」(平成二十二年十一月九日閣議決定)に基づき、アジア太平洋地域内の二国間E P A、広域経済連携等の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域におけるこのようなルールの形成に向けて主導的に取り組むこととしている。また、その際、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすE P Aや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、全ての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指すこととしている。

平成二十三年十一月二日提出
質 問 第 二 一 一 号

勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問主意書

各自治体や総務省消防庁の調べによると、東日本大震災の津波での岩手、宮城、福島三県の消防団員の死者・行方不明者数は二百五十三人に上り、そのうち七十二人が水門・門扉の閉鎖に携わり、閉門中、津波にのまれ、また、閉門後の避難誘導中に被災したものと思われるとしている。

国土交通省によると、全国の港などにおける水門・門扉(幅二メートル以上)計二万五千四百六十三基(平成二十二年三月時点)のうち、遠隔操作化ができていないのは七百四十二基で、僅か約三パーセントに過ぎない。また、総務省消防庁は、多くの団員が無線を持っておらず、津波の大きさなどの情報が不足したことも犠牲を広げたのではないかと指摘している。

国は各自治体と連携し、水門・門扉の利用状況や管理実態を精査した上、早急にその必要性の可否など含め検討するとともに、水門の自動化・遠隔化を進め、負担を軽減することが、せめてもの亡くなった勇敢なる消防団員へ報いる鎮魂の儀式と考える。

従って、次の事項について質問する。
一 東日本大震災の津波での岩手、宮城、福島三県の消防団員の死者・行方不明者数が二百五十三人に上り、そのうち七十二人が水門・門扉の

閉鎖に携わり、閉門中、津波にのまれ、また、閉門後の避難誘導中に被災したことについて、国としてどのように捉え、今後取り組んでいくのか、野田内閣の見解如何。

二 一に関連し、国土交通省は、全国各県に水門・門扉の遠隔操作化を促すほか、その利用状況や管理実態を調査するとしているが、これについての工程表及び完了する目標年次の設定を示されたい。

三 一及び二に関連し、地域によっては地震や停電により水門の遠隔操作が不能となり、消防団員が出動したと聞く。折角遠隔操作化したものの、機能しないでは無用と考えるが、国として、予備電源など操作復帰についてどのように支援していくのか、野田内閣の見解如何。

四 一、三に関連し、総務省消防庁は、多くの団員が無線を持っておらず、津波の大きさなどの情報が不足したことも犠牲を広げたのではないかと指摘しているが、消防団員の情報把握についてどのように取り組んでいくのか、野田内閣の見解如何。

五 一、四に関連し、地域によっては民間業者や住民組織などに水門操作を委託しており、住民が死亡しているが、消防団員以外の遺族に対する弔慰金或いは給付金についての制度はどのようになっているのか、野田内閣の見解如何。

六 「津波到達十分前には、人命の安全確保のため、消防団員も避難し、水門・門扉は緊急時においては閉鎖しなくてもよいのではないか。」という声もあるが、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一七九第二二号

平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、東日本大震災において、水門等の閉鎖や避難誘導等の活動中に被災した消防団員の正確な人数は把握できていないものの、消防団員の死者・行方不明者の合計が二百五十三名であると承知している。

政府としては、水防活動に従事する者の安全の確保は重要な課題であると認識しており、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七条第一項及び第三十二条第一項に規定する水防計画について、同法の一部を改正し、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬとする規定を設ける津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を平成二十三年十月二十八日に閣議決定し、今国会に提出したところである。

また、消防庁では、同年五月に全国の地方公共団体等に対し、防災体制の緊急点検の実施に関する通知を発出し、防災事務に従事する者の安全確保への配慮についても要請したところで

あり、消防審議会の議論も踏まえ、大規模災害時における消防団活動の在り方、消防団員の安全確保策、活動時の情報伝達等について検討することとしている。

二及び三について

お尋ねの水門等の自動化・遠隔操作化については、津波による浸水から市街地等を防護する水門等の操作に従事する者の安全を確保するためにも重要であると認識しており、政府としては、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第三項に規定する海岸管理者(以下単に「海岸管理者」という。)に対し、水門等の自動化・遠隔操作化に係る技術的な支援や整備に要する費用の一部を補助してきたところである。この結果、平成二十二年三月末時点で、全開したときの開口部の幅二メートル以上かつ高さ一メートル以上の水門等六千六百六十八基のうち、七百四十二基の整備が完了している。

また、港湾における水門等の利用状況や管理実態については、国土交通省において、詳細を把握するための調査を開始したところである。

当該調査の結果を踏まえ、港湾における水門等の自動化・遠隔操作化の促進や電源を喪失した場合の対応策を平成二十三年度内を目途に策定するとともに、同条第一項に規定する海岸保全施設の管理が適切に行われるよう海岸管理者に対する指導を行ってまいりたい。

五について
お尋ねの制度については、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に基づき、死亡した者の遺族に対して支給される災害弔慰金、労働者災害補償保険法(昭和二

十二年法律第五十号)に基づき、業務上死亡した労働者の遺族に対して支給される遺族補償給付等がある。

六について

地震により津波が発生すると判断されるときは、津波による浸水から市街地等を防護するため、速やかに水門等を閉鎖する必要があるとともに、水門等の操作を行う消防団員等の安全の確保も重要であることから、水門等の自動化・遠隔操作化を促進することとしている。

また、自動化・遠隔操作化がなされていない水門等については、消防団員等の安全を確保するため、想定以上の規模の津波が発生し得ることも考慮して消防団員等の避難が適切に行われるよう地方公共団体に対して助言してまいりたい。

平成二十三年十一月二日提出
質 問 第 二 三 号

緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問主意書

提出者 近藤三津枝

緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問主意書

地方公共団体の議会の議員及び長の任期については地方自治法で、選挙期日については公職選挙法で定められている。また、統一地方選が行われる場合の選挙期日については、特例法で定められている。

しかし、本年三月十一日の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故の災害に伴い、被災地においては、右記の法律に基づいた地

方公共団体の議会の議員及び長の選挙を行うことができない状態に陥った。

このため、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、一定の地方公共団体については、議会の議員及び長の選挙期日を延期するとともに、任期を延長する特例が設けられた。

このような選挙期日の延期や任期の延長が可能なのは、先に述べたように、地方公共団体の議会の議員及び長の任期や選挙期日が、憲法ではなく法律で定められている事項であるためであると理解している。

一方、衆議院議員及び参議院議員の任期は憲法第四十五条及び第四十六条で定められているため、今回のような大災害が国政選挙の公示日の直前に発生した場合には、法律によって右記と同様に国政選挙の選挙期日を延期するとともに、国会議員の任期を延長することができるか否か、疑義が生じる。仮にこのような法律が制定されるならば、憲法で定められた国会議員の任期を超えて国会議員の職にあることを許容することになりかねないからである。

したがって、次の項目について質問する。

一 今回のような大災害が国政選挙の公示日の直前に発生した場合、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」のような法律を制定することにより、国政選挙の選挙期日を延期するとともに、国会議員の任期を延長することは、日本国憲法に照らして許されるかどうか、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七九第三号
平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員近藤三津枝君提出緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近藤三津枝君提出緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問に対する

答弁書

一について

憲法第四十五条本文は衆議院議員の任期を四年、憲法第四十六条は参議院議員の任期を六年と規定しており、また、衆議院が解散された場合、憲法第四十五条ただし書は衆議院議員の任期はその期間満了前に終了し、憲法第五十四条第一項は解散の日から四十日以内に総選挙を行うと規定しているところであり、これらの憲法の規定にかかわらず、御指摘の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)のような法律を制定することにより「国政選挙の選挙期日を延期するとともに、国会議員の任期を延長すること」は、できないものと考えます。

平成二十三年十一月二日提出
質 問 第 二 四 号

全国健康福祉祭に関する質問主意書

提出者 坂本 哲志

全国健康福祉祭に関する質問主意書

平成二十三年十月十五日、第二十四回全国健康福祉祭くまもと大会(以下、「本くまもと大会」という)が開催された。この全国健康福祉祭は「ねんりんピック」とも称され、年輪を重ねた主として六十歳以上の高齢者を中心にスポーツと文化種目などによって交流を深め、健康保持・増進や社会参加、そして生きがいの高揚を目的に厚生省(当時)が提唱し、厚生省創立五十周年を記念して昭和六十三年から毎年開催されている。正仁親王同妃両殿下(常陸宮)の御臨席を仰ぎ、厚生労働省が主催(主唱)するものであり、とくに本くまもと大会では、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の被災地選手団から共同宣言が発せられ、世代や地域を超えた交流として意義深い開催になったものと考えます。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一 小宮山洋子厚生労働大臣は、厚生労働省主催(主唱)の本くまもと大会に欠席したと認識しているが、(一)如何なる理由で欠席したのか、(二)仮に公務であった場合、その公務の内容は何か、本くまもと大会ではなく当該公務を選んだ理由は何か、(三)仮に公務ではなかった場合、なぜ公務である本くまもと大会に出席しなかったのか、小宮山大臣の見解如何。

二 本くまもと大会開催前の十月四日、小宮山大臣は、日本労働組合総連合会の第十二回定期大会に、来賓であり政府代表として野田首相とともに出席し挨拶をしているが、この四日の時点で、厚生労働省主催(主唱)の本くまもと大会の開催日程があることを認識していたのか、小宮山大臣の見解如何。

三 第一回開催以降、厚生大臣(現厚生労働大臣)が出席した回もある一方で、民主党政権以降、厚生労働大臣が出席した回は皆無である。第一回の八万人の参加者数が回を重ねる毎に増加し、本くまもと大会での総参加者数は約五十三万人を数えるまでに至っている。両殿下が御臨席され、厚生労働省が主催(主唱)する、この「ねんりんピック」の開催意義について、高齢・長寿社会における社会保障制度を所管する関係行政庁の長で、内閣府に設置されている高齢社会対策会議の委員も務める小宮山大臣の見解如何。

もと大会を欠席することとしたものである。二について 小宮山厚生労働大臣は、平成二十三年十月四日の時点で、くまもと大会の開催日程を認識していたものである。三について お尋ねについては、全国健康福祉祭は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催しているものと認識している。

七 六の選挙における民主党の選挙公約、またはマニフェストでは、環太平洋経済連携協定(TPP)については一言も触れられておらず、またTPPという文言如何に関係なく、その理念として掲げられている、全ての品目の関税を撤廃するという貿易体制に我が国が参加する、またはそのような枠組みの構築を目指すといった内容のものもなかったと承知するが、政府の見解如何。

十 民主党が政権を獲った六の選挙でも、またそれ以降に執行された八の選挙でも、TPPについて何の言及もなされていなかった。そのような中、昨年十月一日、当時の菅直人内閣総理大臣が第一七六回臨時国会での所信表明演説において、TPPについて言及して以後、政府としてそれに関する交渉、そして将来的にはその枠組みへの参加を目指していると承知するが、右は議院内閣制を旨とする我が国の政府の対応として許されるか。政府の説明を求める。

内閣衆質一七九第二四号

平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員坂本哲志君提出全国健康福祉祭に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員坂本哲志君提出全国健康福祉祭に関する質問に対する答弁書

一について

小宮山厚生労働大臣は、お尋ねの「第二十四回全国健康福祉祭くまもと大会」(以下「くまもと大会」という。)において主催者による挨拶が予定されていた平成二十三年十月十五日に東京で開催が予定されていた「平成二十三年度がん検診五十パーセント推進全国大会」も、厚生労働省等が主催する行事であったこと等の事情を総合的に勘案し、同大会に出席するため、くま

平成二十三年十一月二日提出
質 問 第 二 五 号

第四十五回衆議院議員総選挙並びに第二十二回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問主意書
提出者 浅野 貴博

第四十五回衆議院議員総選挙並びに第二十二回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問主意書

一 選挙公約の定義如何。
二 マニフェストの定義如何。
三 我が国の政治体制は議院内閣制を旨とし、原則として政府と与党は一体であると考え。その中で、選挙公約、マニフェストの内容に対し、一般に政府はどのような責任を負うか。
四 政府を構成する民主党が、自身の選挙公約、マニフェストの中で主張していたことを実現せ

八 二〇一〇年七月十一日に執行された第二十二回参議院議員通常選挙において、貿易政策等の外交政策に関し、民主党はどのような選挙公約またはマニフェストを掲げていたのか、政府として承知しているか。
九 八の選挙における民主党の選挙公約、またはマニフェストでは、TPPについては一言も触れられておらず、またTPPという文言如何に関係なく、その理念として掲げられている、全ての品目の関税を撤廃するという貿易体制に我が国が参加する、またはそのような枠組みの構築を目指すといった内容のものもなかったと承知するが、政府の見解如何。

一について 公約については、例えば、「公衆に対してある事(政策など)を約束すること。また、その約束。(出典 広辞苑)」とされていると承知して

いる。選挙公約は、選挙における公約を指すものと考えている。

二について

マニフェストについては、例えば、「選挙で、政党・候補者が掲げる具体的な公約。」(出典 広辞苑)とされていると承知している。三から五までについて

与党が掲げた選挙公約やマニフェストの内容について、政府は、その実現に向けて誠実に取り組むことが基本と考える。他方、個々の政策を実行に移す際には、その時々々の経済社会情勢や国際情勢の変化、政策の優先順位等を踏まえ、適切に対応していく必要があると考える。六及び七について

御指摘の第四十五回衆議院議員総選挙のマニフェストにおいては、経済連携の推進等の貿易政策については、「米国との間で自由貿易協定(FTA)の交渉を促進し、貿易・投資の自由化を進める。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない。」「アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産など広い分野を含む経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)の交渉を積極的に推進する。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない。」と記述されていたものと承知している。

八及び九について
御指摘の第二十二回参議院議員通常選挙のマニフェストにおいては、経済連携の推進等の貿易政策については、「EPA・FTAに積極的

に取り組み、人やモノの交流を活性化させ、特にアジアを中心とする経済の活力を国内に取り込んでいきます。」「アジアをはじめ各国とのEPA・FTAの交渉などを積極的に進めるとともに、投資規制の自由化・緩和などの国内制度改革に一体的に取り組めます。」と記述されていたものと承知している。

十について

御指摘の第四十五回衆議院議員総選挙及び第二十二回参議院議員通常選挙のマニフェストにおける経済連携の推進等の貿易政策についての記述は、六及び七について及び八及び九について述べたとおりであり、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加については、政府としては、「政策推進の全体像」(平成二十三年八月十五日閣議決定等)に基づき、しっかりと議論してきたところである。

平成二十三年十一月二日提出
質 問 第 二 六 号

我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

- 一 我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問主意書
 - 二 安全保障の定義如何
 - 三 戦略の定義如何
 - 四 我が国の安全保障戦略につき、その概要を説明された。
- 昨年十月一日、当時の菅直人内閣総理大臣が第一七六回臨時国会での所信表明演説において

て、環太平洋経済連携協定(TPP)について言及し、以後、政府としてそれに関する交渉、そして将来的にはその枠組みへの参加を目指している」と承知する。我が国の安全保障戦略上、TPPはどのような意味を持つのか。政府として、我が国の安全保障戦略の中で、我が国がTPP交渉、そしてその枠組みに参加することをどのように位置づけているのか。説明を求め右質問する。

内閣衆質一七九第二六号
平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

二について

戦略とは、一般に、ある目的を達成するため大局的に事を運ぶ方策を意味するものと承知している。

三について

我が国は、適切な防衛力の整備、維持及び運

用に努め、日米安全保障体制を堅持し、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力を推進するとの基本方針の下、安全保障政策を実施している。

四について

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という)協定は現在交渉中であつて、また、現段階では我が国はTPP協定の交渉に参加していないことから、お尋ねの点についてお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、自由貿易協定や経済連携協定を締結することは、外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資するものであり、我が国の安全保障に寄与する側面もあると考える。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案
案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年七月二十九日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 設立(第六条 第十二条)
- 第三章 管理
- 第一節 取締役等(第十三条 第十四条)
- 第二節 定款の変更(第十五条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十六条・第十七条)

第二節 支援基準(第十八条)

第三節 業務の実施(第十九条・第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条・第四十条)

第六章 監督(第四十一条・第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条・第四十六条)

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等(第四十七条・第五十五条)

第九章 雑則(第五十六条・第六十五条)

第十章 罰則(第六十六条・第七十二条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、被災地域においてその事業の再生を図らうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故

による災害をいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 リース契約(対価を得て資産を使用させる契約であつて、資産を使用させる期間の開始の日以後又は同日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないことその他主務省令で定める要件を満たすものをいう。)により資産を使用させることを業とする者

六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他の金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

(数)

第三条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)

第四条 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2 機構は、募集株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第七十一条第一号において同じ。)を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(機構の設立の方法)

第六条 機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 会社法第七十七条第一号に掲げる事項

二 取締役会及び監査役を置く旨

三 第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第十二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、機構の設立に際して発行する株式の全部を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以

外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持に寄与し、もって被災地域の復興に資することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしななければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第十一条 会社法第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社」の成立前」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第九号)第九條第二項の認可の後株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十三条第一項中「第三十条第一項の公証人の認証」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九條第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九條第二項の認可」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十

一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 定款の変更

第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十條第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九條第四項において同じ。)に対して金融機関等有する債権の買取り又は対象事業

者に対して金融機関等有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九條第二項第二号において同じ。)

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。第五号、第十九條第二項第二号及び第二十五條第一項において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣

三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつてゐる財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

六 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業の再生等に関

し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」とする。

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二十二條(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第十八条 主務大臣は、機構が、第十六条第一項各号に掲げる業務の実施による再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等を

するかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めるに当たっては、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰することができない事由によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事が第二項の規定により意見を述べるに当たっては、同法第三条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災からの復興に係る計画を定めている場合における当該計画との整合性に配慮しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第十九条 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつ

て、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人(国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。

二 第四項後段に規定する支援決定が行われた

場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5 機構は、再生支援をしようかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

6 機構は、再生支援をすることを決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができる。

(買取申込み等の求め)

第二十條 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第二十一条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしてしないことの要請(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十二條 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込み)に対する旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、債権買取り等をするかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等

に係る債権のうち、買取りをすることができると思込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)

第二十三條 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

2 前項の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

(買取申込み等期間の延長)

第二十四條 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると思込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると思込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日

は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第二十条第二項、第二十一条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十一条第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第二十五條 機構は、買取決定又は第二十条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしてしない旨の決定(以下「買取決定等」という。)を行つた後でなければ、対象事業者に出資をする決定(次項及び第二十八条第一項第三号において「出資決定」という。)をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六條 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間(第二十四条第一項の規

定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 買取決定等を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行つたことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者(当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、当該対象事業者及び当該対象事業者が第五十九条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。)及び関係金融機関等(前項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権の管理及び処分等)

第二十七條 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行つたものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額を当該債権の弁済期の到来前に買取りを行つた場合その他の政令で定める場合に

あつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額)について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。 2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。 3 機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならない。	6 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。 7 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。 8 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。 (決定の公表) 第二十八条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。	合することの確認を求めることができる。 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。 二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。) 2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。 3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でなければならない。 4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。 (再生手続の特例) 第三十条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分に	決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。 二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額の債務を免除していること及びその額 2 裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。 (更生手続についての準用) 第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるの
5 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。	2 機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。 (資金の貸付けに関する機構の確認) 第二十九条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適	第三十条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分に	決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。 二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額の債務を免除していること及びその額 2 裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。 (更生手続についての準用) 第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるの

は「更生事件(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。)」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。)」とこれと同一の種類その他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第六百六十八條第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十二条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当の特例)

第三十四条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、機構が発行している株式に対し、剰余金の配当を行わないものとする。

(剰余金の配当等の決議)

第三十五条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十六条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(区分経理等)

第三十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 一号に掲げる業務以外の業務

二 対象事業者のうち農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合が関係金融機関等であるものに係る第十六条第一項各号に掲げる業務

2 機構は、第四十七条第一項第一号の規定による預金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、前項に定める経理の区分に従い(当該区分により難しい場合にあつては、政令で定めるところに従

い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

3 機構は、第五十四条第一項第一号の規定による農水産業協同組合貯金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に整理しなければならない。

(区分経理に係る会社法の準用等)

第三十八条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十三条まで、第四百四十六条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、の規定は、前条の規定により機構が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」と、同法第四百四十六条中「株式会社」の剰余金の額」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けら

れた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第二号中「を資本金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 機構が前条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの機構の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する資本金の額の合計額とし、機構が同項の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの機構の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属す

る準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 (借入金及び社債) 第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。 2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現任額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。 3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号 第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができ。 4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができ。 5 機構が第一項の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第三十七条第一項に定める経理の区分に従い(当該区分により難い場合にあつては、政令で定めるところに従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ご	とに整理しなければならない。 (政府保証) 第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができ。 第六章 監督 第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。 2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。 (報告及び検査) 第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第七章 解散等 (機構の解散) 第四十三条 機構は、第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。	(合併、分割又は解散の決議) 第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (残余財産の分配の特例) 第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができ残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。 2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができ金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。 (政府の補助) 第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができなるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。 第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等 (預金保険機構の業務の特例) 第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。第五十一条及び第五十二条第二項において同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。 (区分経理) 第四十八条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(第五十二条において「東日本大震災事業者再生支援勘定」という。)を設けて整理しなければならない。 (政府の出資) 第四十九条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に出資することができる。 2 預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。 (抛入金) 第五十条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から抛出金の抛出を受けることができる。 (配当に相当する額の分配) 第五十一条 預金保険機構は、機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の
---	--	---	---

規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第四十九条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。を)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第四百五十一

条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四百七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第五百十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例)

第五十四条 農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 第四十七条第二項及び第四十八条から第五十二条までの規定は、前項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「前項第一号」とあるのは「第五十四条第一項第一号」と、「預金保険法第十四条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保

險法第十四条」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣」と、第四十八条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第四十九条第一項中「預金保険法第五条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第五条」と、「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第五十条中「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第四百三十二条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第二百九条第一項第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十五条の規定により読み替

えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第三百三十三条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第九章 雑則

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七条第五項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2 第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

(権限の委任)

第五十七条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が債権買取り等の申込みを受

け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合及び機構が第十六条第一項第三号に掲げる業務として不動産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記及び当該不動産の賃借権の設定の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得、譲渡又は設定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係)

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十一条の事業再構築計画の認定、同法第七十一条の経営資源再活用計画の認定、同法第九十一条の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなければならない。

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号の規定により中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第六十条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定のためその他必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構等との協力等)

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十二条 第二条第二項第六号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十條第一項の規定により買取申込み等をするように求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除した場合における決算

に関する書類の承認をすることがどうかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(融資等業務実施法人の協力等)

第六十三条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣

は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)

第六十四条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七條第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六條第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう

(政令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第六十六条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第六十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第四十二条第一項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受ける者の募集をしたとき。

二 第十六条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

三 第三十三条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四 第三十六条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

五 第三十九条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

六 第四十条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項、第二章、第

十三条、第十五条、第十八条、第八章、第五十六条、第五十七条及び第六十五条並びに附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)第二条の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「第九条第十一項」とあるのは、「第九条第十項」とする。

(経過措置)
第四条 この法律の施行の際現にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いている者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三条中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の

広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「ハ」を「ト」に改める。

第五十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六条第三項中「場合及び」を「場合」、「に」、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正)
第七条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号)第二十條第一項に規定する対象事業者であるもの」を加え、「同条第一項」を「株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十條第

一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

平成二十三年十一月十五日 衆議院会議録第八号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案及び同報告書

(2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
(4) 定款の変更の決議
(5) 合併、分割及び解散の決議
口 関係行政機関の事務の調整に関すること。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(参議院提出、第七十七回国会参法第二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行うこととし、機構の資金借入れ等については、政府保証を付することができるとすること。
2 再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたこと

により過大な債務を負っている事業者であつて、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

3 機構は、支援決定を行った対象事業者に対してリース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、事業の再生を支援すること。

4 機構は、原則として機構成立の日から五年以内に支援決定を行うとともに、支援決定の日から十五年以内に全ての再生支援を完了するよう努めること。

5 機構による債権の買取価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の債権の価額に、東日本大震災による被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とすること。

6 機構は、買取債権の管理及び処分にあつては、対象事業者の債務の一部免除及び一定期間の弁済猶予をしなければならないこととするともに、第三者保証人の保証債務については、免除等の措置をとらなければならないこととする。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにする

ため、対象事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、機構を設立しようとする本案はおおむね妥当なものと認めるが、機構の運営に伴う国民負担及び機構の持続可能性等の観点から、機構が業務として行う資金の貸付けをつなぎ融資等に限定するとともに担保財産の取得等の規定を削除すること、債権の買取価格は支援決定に係る事業再生計画等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこととする、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができることとすること、債務の一部免除及び弁済猶予ができることとすること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度二百億円の見込みである。

右報告する。

平成二十三年十一月十四日

東日本大震災復興
興特別委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

(業務の範囲)

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並び

に第十九条第四項において同じ。)に対して金融機関等有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九条第二項第二号○において同じ。)

十九条第二項第二号○において同じ。ただし、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限り。

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。)

第五号、第十九条第二項第二号及び第二十五号第一項○において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣
ホ 事業活動に関する必要な助言

三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつての財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

六 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうと

するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

三 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業の再生等に関する必要な助言を行うことができる。

(支援決定)

第十九条 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つている事業者であつて、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数をも勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人(国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政

令で定める法人

二 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。)

二 第四項後段に規定する支援決定が行われた場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

三 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができ

四 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買

取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

五 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

六 機構は、再生支援をすることを決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

七 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができる。

(買取価格)

第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

二 前項の適正な時価の算定に当たっては、再生支援の開始した後に当該対象事業者の経営状況、当該債権の適正な時価が当該買取りの価格を下回ること等の見通し等についても勘案することができなつた場合において、当該関係金融機関等がその差額の一部を補填することを内容とする契約(これに準ずる契約を含む。)を締結

(出資決定)

第二十五条 機構は、買取決定又は第二十条第一

年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けない

で、第一項の資金の貸付けをすることができ
る。

5 機構が第一項の規定により資金の借入れ又は
社債の発行をして調達した資金は、第三十七
条第一項に定める経理の区分に従い(当該区分
により難い場合にあつては、政令で定めるところ
に従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ご
とに整理しなければならない。

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣
総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣
及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、
第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四
項、第二十五條第二項、第二十七條第五項、第
四十一條並びに第四十二條第一項に規定する主
務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大
臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業
大臣とする。

2 第四十二條第一項に規定する主務大臣の権限
は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総
理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独
に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総
務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省
令とする。

(課税の特例)

第五十八條 機構が債権買取り等の申込みを受
け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不
動産に関する権利の取得をした場合及び機構が
第十六條第一項第三号に掲げる業務として不動

産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は
不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不
動産に関する権利の移転の登記及び当該不動産
の賃借権の設定の登記については、財務省令で
定めるところにより当該取得、譲渡又は設定後
一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許
税を課さない。

2 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債
権の買取りにより不動産を取得した場合及び機構が第十六條第
一項第三号に掲げる業務として不動産を取得した場合における
これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すること
ができない。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法との関係)

第五十九條 機構は、再生支援をするに当たつて
は、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力
の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
第五條第一項の事業再構築計画の認定、同法第
七條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法
第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法
第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又
は同法第三十九條の二第一項の中小企業承継
事業再生計画の認定の申請を促すこと。〇、被災地
域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定
める要件を満たすもの(以下「産業復興相談センター」というこ
ろ)、同法により講じられる施策と相まつて、効
及び被災地域において設立された同法第四十七條に規定する特
定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を
満たすもの(以下「産業復興機構」という)との連携を図ること
を。

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活
動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項
第一号の規定により中小企業者に対し指導又は
助言を行うに際し、機構による再生支援を受け
ることが当該中小企業者の事業の再生を行うた

めに有効であると認めるときは、その旨を明ら
かにした書面を当該中小企業者に交付して、機
構に対して再生支援の申込みをすることを促す
ことができる。

(政策金融機関等の協力等)

第六十二條 第二條第二項第六号に掲げる法人
(次項において「政策金融機関等」という。)は、
機構が第二十條第一項の規定により買取申込み
等をするように求めた場合において、当該買取
申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なもので
あるときは、これに応じるように努め、当該買
取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨
のものであつた場合には、当該同意に係る事業
再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その
他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣
は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債
権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従つて
対象事業者の債務を免除した場合における決算
に関する書類の承認をすることがどうかの判断その
他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の
行使(財務大臣にあつては、政策金融機関等を
所管する大臣との協議における判断を含む。)に
当たつては、対象事業者の再生を通じて東日本
大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地
域以外の地域への流出を防止することにより、
被災地域における経済活動の維持を図り、もつ
て被災地域の復興に資するようにするとのこの
法律の趣旨を尊重しなければならない。

3 政策金融機関は、対象事業者に対して債権者その他の者が資
金の貸付け又は出資を行うだけでは対象事業者の事業の再生に
必要な資金が確保できない場合は、機構の要請を受けて、資金
の貸付けに係る審査を行い、対象事業者の事業の再生に必要な
資金の貸付けを行うように努めなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)
第六十四條 国、地方公共団体、機構〇、産業復興
相談センター、産業復興機構
関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の
事業の再生を円滑に推進するために協力が必要
であると認めるときは、相互に連携を図りなが
ら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七條
第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生
特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十
六條第一項に規定する都市再生整備計画又は中
心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律
第九十二号)第九條第十一項に規定する認定基
本計画その他の地域の活性化に関する施策の重
点的、効果的かつ効率的な推進に当たつては、
対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災
地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域
への流出を防止することにより、被災地域にお
ける経済活動の維持を図り、もつて被災地域の
復興に資する観点から、相互に連携を図るよう
に努めなければならない。

附則

買取価格の算定に関する指針の作成等
(調整規定)

第三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び
自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法
律第三十七号)第二條の規定の施行の前日であ
る場合には、同条の規定の施行の日の前日まで
の間における第六十四條第二項の規定の適用に

については、同項中「第九条第十一項」とあるのは、「第九条第十項」とする。

〔別紙〕

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重すること。また、支援機構の債権（リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む。）の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図ること。

二 支援機構は、被災した事業者の事業の再生に資するよう、各県の信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、その買取りに努めること。

三 信用保証協会等は、支援機構による買取り申込み等の求めに応じるよう努めるとともに、当該対象事業者に対する新たな資金の貸付けについて、民間金融機関が自らの責任でも貸付けを行う際には、当該対象事業者への資金の供給が円滑に行われるよう、当該対象事業者の資金の借入れに係る債務の保証を行うよう努めること。

四 支援機構は、債権の買取り並びに当該債権の管理及び処分（債務の免除、弁済の猶予等を含む。）に当たっては、被災した事業者の債務の負

担を軽減しつつその再生を支援するという本法の目的を十分に踏まえて行うこと。

五 支援機構の本店所在地については、本法の対象事業者が東日本大震災によつて過大な債務を負っている事業者であり、その債務負担の軽減と事業の再生支援が早急に求められていることに鑑み、これら事業者にとつて利便性の高い地域となるよう検討すること。

六 政府保証枠を含む予算措置については、支援機構の成立までに、予備費の活用などにより責任を持つて対応すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 四番地 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇五円 (本体)